

海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

【参考資料1】

現行規定

(令和3年12月26日 第8回法制度小委員会 資料1より抜粋)

- 著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権法第114条において、以下のとおり、著作権者の損害の立証負担を軽減する規定を置いている。
 - ・ 侵害品の譲渡等数量に基づき損害額を算定
 - ・ 侵害者の得た利益を損害額と推定
 - ・ ライセンス料相当額を損害額として請求可

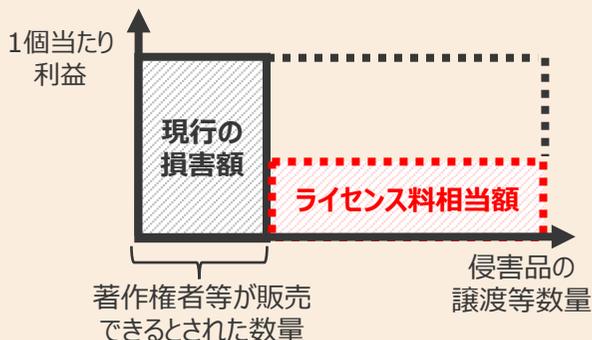
課題

- 第114条第1項の侵害者の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量について、ライセンス料相当額が認められるか、条文上明らかではなく、裁判実務上も判然としないが、権利者への十分な賠償、侵害の抑止、訴訟当事者の予見可能性等の観点から立法的解決が必要。
- ライセンス料相当額の認定に当たって、ライセンス機会を喪失させた等の訴訟当事者間の具体的な事情が十分に斟酌されているか、裁判実務上判然としない。

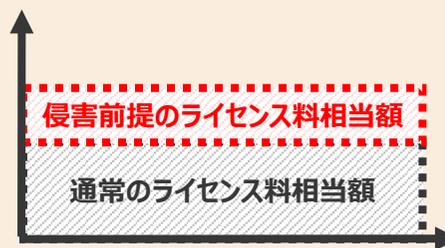
対応案

- 令和元年の特許法改正等を踏まえ、現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするニーズに対応する観点から、著作権法についても、以下のとおり、損害の算定方法を見直す。

- ✓ 著作権者等の販売等の能力を超える等の部分の損害をライセンス料相当額として損害額に加えることができる



- ✓ 著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図る



その他の検討課題

- 損害賠償額に「懲罰的な効果」を期待することについては、実損の填補を原則とする民法等の関係を踏まえる必要があることから、引き続き裁判実務の動向も注視しつつ、その具体的な必要性や状況等に応じて検討課題として扱う。
- ストリーミング型サイトの著作権侵害への対応その他の更なる立証負担の軽減策については、損害額の立証に資する技術の進展や、裁判実務の動向を踏まえつつ、今後の検討課題として取り扱う。
- 損害賠償制度の見直しに当たっては、権利者の実効的救済を追求する中で創作活動が萎縮しないよう留意して検討する。